

(様式2)  
処分基準（不利益処分関係）

(変更)

|                                                                                                                                                                                                                                            |                |      |     |      |     |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|------|-----|------|-----|
|                                                                                                                                                                                                                                            |                | 担当課  | 水産課 | 検索番号 | 4—1 |
| 法令名                                                                                                                                                                                                                                        | 遊漁船業の適正化に関する法律 | 根拠条項 | 20  |      |     |
| 不利益処分                                                                                                                                                                                                                                      | 遊漁船業の業務改善命令    |      |     |      |     |
| (根拠規定)                                                                                                                                                                                                                                     |                |      |     |      |     |
| ○遊漁船業の適正化に関する法律（昭和63年法律第99号）<br>（業務改善命令）                                                                                                                                                                                                   |                |      |     |      |     |
| 第20条 都道府県知事は、遊漁船業者の業務の運営に関し、利用者の安全若しくは利益又は漁場の安定的な利用関係を害する事実があると認めるときは、利用者の保護のため必要な限度において、当該遊漁船業者に対し、業務規程の変更その他業務の運営の改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。                                                                                             |                |      |     |      |     |
| (処分基準)                                                                                                                                                                                                                                     |                |      |     |      |     |
| ○遊漁船業の適正化に関する法律に基づく行政処分方針（令和6年12月25日付け6水産第1510号）<br>（趣旨）                                                                                                                                                                                   |                |      |     |      |     |
| 第1条 この方針は、遊漁船業の適正化に関する法律（昭和63年法律第99号。以下「法」という。）に基づく不利益処分（以下「行政処分」という。）に関し、行政手続法（平成5年法律第88号）第12条第1項に規定する処分基準及びその事務処理に必要な事項を定めるものとする。                                                                                                        |                |      |     |      |     |
| (定義)                                                                                                                                                                                                                                       |                |      |     |      |     |
| 第2条 この方針で使用する用語の意義は、法で使用する用語の例による。                                                                                                                                                                                                         |                |      |     |      |     |
| (行政指導)                                                                                                                                                                                                                                     |                |      |     |      |     |
| 第3条 遊漁船業者が、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに改善のための措置をとるよう指導するものとする。<br>(1) 法若しくは法に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反し、又は違反するおそれがある場合であって、法第29条第1項の規定に基づく報告徴取又は立入検査を行った結果必要と認めるとき。<br>(2) 任意の調査の結果、業務の運営に関し、利用者の安全若しくは利益又は漁場の安定的な利用関係を害する事実があると認めるとき。                 |                |      |     |      |     |
| (行政処分の適用)                                                                                                                                                                                                                                  |                |      |     |      |     |
| 第4条 前条の規定による行政指導に従わず、改善のための措置がなされない場合は、行政処分を行うものとし、その内容は、別表のとおりとする。ただし、次のいずれかに該当するときは、行政指導を経ることなく直ちに処分することができるものとする。<br>(1) 行政指導による改善が期待できないことが明白である場合<br>(2) 海上保安機関等の捜査により犯罪事実が明確であり、行政処分を行うことが相当であると認められる場合<br>(3) 法益保護の観点から、改善が特に急がれる場合 |                |      |     |      |     |
| 2 前項の規定にかかわらず、違反行為について、司法上の捜査、送致、起訴等がされたときは、必要と認められる期間の範囲において処分を保留することができるものとする。                                                                                                                                                           |                |      |     |      |     |

(行政処分調書の作成)

第5条 行政処分を行おうとするときは、違反事実や行政指導の経過等を明らかにするため、行政処分調書（様式第1号）を作成するものとする。

(行政処分の併合)

第6条 一の行為が二以上の行政処分の事由に該当する違反行為及び行政処分を受けていない二以上の違反行為について行政処分をするときは、最も重い処分内容によるものとし、その序列は、重い順から登録の取消し、事業停止命令、業務改善命令とする。

(行政処分の対象)

第7条 行政処分は、遊漁船業者の事業の全てを対象とする。ただし、複数の営業所若しくは遊漁船を有し、又は複数の遊漁船業務主任者を選任している場合であって、違反行為がその一部の営業所、遊漁船又は遊漁船業務主任者に起因するものに限定されると判断されるときは、当該営業所、遊漁船又は遊漁船業務主任者が関係する事業の停止又は当該遊漁船業務主任者の解任を命じることができるものとする。

(事業停止命令の期間)

第8条 事業停止命令の期間は、連続して定めることとする。ただし、業務規程に定める営業期間が通年とされていないことにより、当該営業期間の間に連続して事業停止命令の期間を定めることができないときは、複数の期間に分けて定めることとする。

2 事業停止命令の始期は、初日の午前9時、終期は末日の午後5時とする。

(事業停止命令の期間の加重)

第9条 遊漁船業者が、事業停止命令の事由に該当する違反行為をした日前5年以内に事業停止命令の事由となる違反行為をした経歴を有する場合は、当該命令の回数が1回であるときは、別表に定める日数に60日を加算した日数について事業の停止を命じ、2回であるときは、登録を取り消すこととする。

(行政処分の軽減)

第10条 聴聞又は弁明の機会の付与の結果、行政処分の事由に該当する違反行為に酌量すべき事情があると認められるときは、処分内容を軽減することができる。

(意見陳述のための手続き)

第11条 行政処分を行う場合は、次の各号の区分に従い、当該処分の名あて人となるべき者について、意見陳述のための手続をとるものとする。

(1) 次のいずれかに該当するとき 聴聞

ア 登録の取消し

イ 事業停止命令

ウ 業務改善命令による遊漁船業務主任者の解任

エ アからウまでに掲げるもののほか、県が相当であると認めるとき

(2) 前号アからエまでのいずれにも該当しないとき 弁明の機会の付与

2 遊漁船の利用者の安全の確保若しくは利益の保護又は漁場の安定的な利用関係の確保のため、緊急に行政処分を行う必要があり、意見陳述のための手続をとることができない場合は、前項の規定は適用しないものとする。

3 聴聞の期日における審理は、原則として公開しないものとする。

(名あて人への通知)

第12条 行政処分の通知は、不利益処分通知書（様式第2号）の交付により行うものとする。

(履行確認)

第 13 条 行政処分を行ったときは、命じた事項の履行について報告書（様式第 3 号）を提出させるとともに、その履行状況を確認するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この処分方針は、令和 6 年 12 月 25 日から施行する。

(経過措置)

2 この処分方針の施行の日前にした行為に対する行政処分の適用については、なお従前の例によるものとする。この場合において、全部改正前の遊漁船業の適正化に関する法律に基づく行政処分方針中「法第 18 条」とあるのは、「法第 20 条」と、「法第 19 条」とあるのは、「法第 21 条」と読み替えるものとする。

別表

| 違反の内容 |                                                             |                       | 処分の内容  |                  |            |
|-------|-------------------------------------------------------------|-----------------------|--------|------------------|------------|
| NO    | 処分手由                                                        | 関係条項                  | 業務改善命令 | 事業停止命令<br>(30 日) | 登録の<br>取消し |
| 1     | 名義貸利用の禁止違反                                                  | 法第 18 条第 1 項          |        |                  | ○          |
| 2     | 事業貸与等の禁止違反                                                  | 法第 18 条第 2 項          |        |                  | ○          |
| 3     | 事業停止命令違反                                                    | 法第 21 条第 1 項<br>第 1 号 |        |                  | ○          |
| 4     | 不正の手段による登録                                                  | 法第 21 条第 1 項<br>第 2 号 |        |                  | ○          |
| 5     | 登録の拒否要件に該当<br>(法第 6 条第 1 項第 2 号、第 8 号、第 10 号から<br>第 13 号まで) | 法第 21 条第 1 項<br>第 3 号 |        |                  | ○          |
| 6     | 登録事項の変更の届出義務違反                                              | 法第 7 条第 1 項           |        | ○                |            |
| 7     | 業務規程の変更の届出義務違反                                              | 法第 8 条                |        | ○                |            |
| 8     | 遊漁船業務主任者の選任義務違反                                             | 法第 12 条               |        | ○                |            |
| 9     | 採捕に関する制限又は禁止及び漁場の使用に<br>関する制限内容の周知義務違反                      | 法第 16 条               |        | ○                |            |
| 10    | 業務改善命令の履行違反                                                 | 法第 20 条               |        | ○                |            |
| 11    | 登録の拒否要件に該当<br>(法第 6 条第 1 項第 9 号、第 14 号から第 16 号まで)           | 法第 21 条第 1 項<br>第 3 号 |        | ○                |            |
| 12    | 報告及び立入検査の忌避等                                                | 法第 29 条<br>第 1 項      |        | ○                |            |
| 13    | 遊漁船業務主任者の義務違反                                               | 法第 13 条               | ○      |                  |            |
| 14    | 気象情報の収集等義務違反                                                | 法第 14 条               | ○      |                  |            |
| 15    | 利用者名簿の備置等の義務違反                                              | 法第 15 条               | ○      |                  |            |
| 16    | 標識の掲示義務違反                                                   | 法第 17 条第 1 項          | ○      |                  |            |
| 17    | 事故の報告義務違反                                                   | 法第 19 条               | ○      |                  |            |
| 18    | その他利用者の安全若しくは利益又は漁場の<br>安定的な利用関係を害する事実があると認め<br>るとき         | 法第 20 条               | ○      |                  |            |
| 19    | 利用者の安全及び利益に関する情報の公表義<br>務違反                                 | 法第 23 条               | ○      |                  |            |